

警察庁の広報資料『子ども対象・暴力的性犯罪の再犯防止対策について』について

1. 子ども対象・暴力的性犯罪と他罪種の再犯比較の問題点

1-1. ある犯罪を犯した者が再び同じ犯罪を犯す可能性を「再犯率」ではなく「再犯者率」で論じている

広報資料は平成 16 年に検挙された子ども対象・暴力的性犯罪者 466 人の犯罪経歴（図表 1）を次のように分析しています。

子ども対象・暴力的性犯罪の再犯者率は 15.9%であり、他の犯罪の再犯者率（傷害(20.6%)、恐喝(20.1%)、詐欺(19.8%)、窃盗(18.6%)等）と比べて必ずしも高くないことから、子ども対象・暴力的性犯罪を犯した者がそれを繰り返す可能性は、他の罪種の犯罪者がその罪を繰り返す（資料図表 1 及び図表 2）可能性に比べて高いとは必ずしもいえない。

警察庁『子ども対象・暴力的性犯罪の再犯防止対策について』

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki40/saihanboushi.pdf>

しかしながら、図表 1（文末の資料を参照）から分かるのは「再犯率」ではなく「再犯者率」です。再犯者率からは、検挙者中に占める再犯者の割合が分かる事から再犯性の「一端」をみる事は出来ませんが、ある犯罪を犯した者が再び同じ犯罪を犯す可能性をみる事は出来ません。

1-2. 肝心の再犯率については他罪種との比較を行っておらず、解釈も強引である。

昭和 57 年～平成 9 年に検挙された子ども対象・強姦被疑者の再犯状況（図表 4、文末の資料を参照）を広報資料では次のように分析しています。

- ア. 全体の 20.4%に当たる 103 人が検挙後に再び強姦又は強制わいせつの再犯に及んでおり、うち子どもを被害者としたものは 47 人であり、性犯罪を行う場合には再び子どもを狙う割合が高いことを示している。
- イ. 対象事件以前にも暴力的性犯罪（被害者年齢を問わない）の犯罪経歴がある者は、そうでない者に比べて強姦又は強制わいせつの再犯に及んだ者が 2.5 倍であった。

・ア. について

説明にある 20.4%という数値は再犯に子どもを被害者としない場合も含めた数字で、「子ども対象・強姦被疑者が再犯として子どもを狙った強姦又は強制わいせつを起こす」割合は 9.3%です。いずれにしても、各種の犯罪類型に関する同様の追跡調査は報告されておらず、この数字が他罪種に比べて高いか低いかは分かりません。現在のところ、警察庁は犯罪類型ごとの再犯率比較を公表していませんが、法務省の調査によれば、性犯罪（ただし子ども対象に限らない）の再犯率は財産犯や暴力犯罪に比べて、必ずしも高いとはいえないと思われます。

また、今回警察庁が行った追跡調査は平成 11 年に科学警察研究所が行った研究を下敷きにしたもので、『13 歳未満の少女を対象とした強姦事件の犯人像分析（渡邊和美、田村雅幸、科警研防少編、40-1,67-81, (1999)）』によると、追跡調査した男性 524 人の再犯率は、性犯罪の再犯があったものは強姦と強制わいせつをあわせて 13.7%で、そのうち 13 歳未満の少女を対象とした強制わいせつが 5.5%、同強姦が 0.6%となり、「性犯を繰り返す場合でも 13 才未満の少年に対する性的嗜好が固定している者の割合は低いと考えられる」とされています。追跡期間の関係から平成 16 年の時点と比べれば低い数値ですが、この傾向に変化は無いと言えます。

それにも関わらず、今回の広報資料では「性犯罪を行う場合には再び子どもを狙う割合が高い」という全く逆の結論が引き出されており、先に結論ありきの強引な解釈が行われていると言えます。

イ．について

これは一部新聞等で誤って報道されているように「再犯性の高さを裏付ける」ものではなく、性犯罪者の中には「性犯罪を繰り返さないタイプ」と「性犯罪を繰り返すタイプ」がいることを示しています。また、暴力的性犯罪の再犯をみると、暴力的性犯罪前歴の有無に関わらず、半数以上が対象を子ども以外に変化させている事から「13才未満の少年に対する性的嗜好が固定している者の割合は低い」ことが再確認されます。

1 - 3 . 「25%が性犯罪検挙歴」のカラクリ

広報資料は平成16年に検挙された者の性犯罪の前歴を子ども対象・暴力的性犯罪以外についても分析しており(図表1)これを元に「子ども対象・暴力的性犯罪者の25%に性犯罪の前歴があり、その数値は傷害(20.6%)や恐喝(20.1%)といった他の犯罪に比べて高い」といった報道がなされました。

しかしながら、この数値は分母を子ども対象・暴力的性犯罪に狭く限定し、分子を性犯罪全般に広くとった結果であり、同様の操作を別の罪種で行えば25%という数字は珍しくありません(例えば分母をある種の窃盗の手口に、分子を窃盗全般にとると、すり43.8%、病院荒し43.8%、忍込み42.3%、居空き39.8%、車上ねらい39.1%となります)。

警察庁『平成15年の犯罪』より 45 窃盗 手口別 前科数別 検挙人員(成人表)

http://www.npa.go.jp/toukei/keiji19/H15_04_6.pdf

2 . 再犯者による犯罪の危険性を煽り立てるための統計のトリック

広報資料では平成16年に子ども対象・暴力的性犯罪で検挙された者の前歴(図表1)を次のように分析しています。

平成16年の子ども対象・暴力的性犯罪者466人中、過去に何らかの犯罪経歴があった者は193人であった。この193人のうち、過去の犯罪も子ども対象・暴力的性犯罪であった者は74人(38.3%)に上る一方、他の犯罪経歴のある者は119人(61.7%)であった。平成16年の全刑法犯検挙人員約39万人のうち、子ども対象・暴力的性犯罪の検挙人員466人が占める割合は0.1%にすぎないことを考えれば、何らかの犯罪経歴がある者のうち、極めて少数の子ども対象・暴力的性犯罪の経歴を有する者が、同じ子ども対象・暴力的性犯罪の4割近くを引き起こしていることを示している。このことは、子ども対象・暴力的性犯罪が、子ども被害性犯罪の経歴者により引き起こされる可能性が極めて高いことを示している。

この分析に取り上げられた数字から分かることは

何らかの犯罪経歴がある者によって引き起こされる子ども対象・暴力的性犯罪のうち約4割が、子ども対象・暴力的性犯罪の経歴を有する者によって引き起こされている

ことに過ぎません。ところが、同資料は検挙された466人中58.6%を占める犯歴なし273人を無視することで、

子ども対象・暴力的性犯罪全体の約4割が子ども被害性犯罪の経歴者によって引き起こされており、子ども対象・暴力的性犯罪が子ども被害性犯罪の経歴者により引き起こされる可能性が極めて高い

かのような印象操作を行っています。図表1から明らかなように、子ども対象・暴力的性犯罪の検挙者に占める同罪種の犯歴を持つ者は15.9%で、これは傷害(20.6%)や恐喝(20.1%)等の他罪種に比べて特に高い数値ではありません。従って、「子ども対象・暴力的性犯罪が、子ども被害性犯罪の経歴者により引き起こされる可能性が極めて高い」とは言えません。

上記の分析は子ども対象・暴力的性犯罪の前歴者把握の必要性を訴えるこの広報資料の核心部分であるにも関わらず、その中身は全くのこじつけであり、悪質なミスリードという他ありません。

3 . まとめ

今回の広報資料は、先に結論ありきの論点操作や恣意的なデータ解釈によって法務省から警察庁への出所情報の提供等の政策を正当化しようとするものです。間違った認識から効果的な対策が生まれる筈はありません。同時に、今回の広報資料のようにいい加減な立法事実で政策が決められるのは極めて問題だと考えます。

4. 資料

子ども対象・強姦被疑者の再犯率データ（広報資料からの抜粋）

図表4 子ども対象・強姦で検挙した被疑者の検挙後の再犯状況

	対象者全体 (506人)					
			うち 暴力的性犯歴あり (144人)		うち 暴力的性犯歴なし (362人)	
	人員	割合	人員	割合	人員	割合
再犯あり	240	47.4%	87	60.4%	153	42.3%
強姦又は強制わいせつあり (うち被害者子ども)	103 (47)	20.4% (9.3%)	51 (22)	35.4% (15.3%)	52 (25)	14.4% (6.9%)

(省略)

【調査対象は、昭和57年から平成9年までの間に警察が検挙した子ども対象・強姦の被疑者527人のうち追跡可能な506人について、検挙後平成16年6月30日までの間における再犯の状況】

子ども対象・暴力的性犯罪の再犯者率のデータ（広報資料からの抜粋）

図表1 子ども対象・暴力的性犯罪の検挙被疑者（犯罪経歴の有無・内容別）

	平成16年の子ども対象・暴力的性犯罪の検挙人員						
	うち 犯罪経歴あり	うち 犯罪経歴なし					うち 犯罪経歴なし
		うち 子ども被害・暴力的 性犯罪あり	うち 子ども以外被害・ 暴力的性犯罪あり	うち 暴力的性犯罪以外の 性犯罪(※)あり	うち 性犯罪なし	うち 犯罪経歴なし	
暴力的性犯罪総数	466 41.4%	193 15.9% (38.3%)	74 3.9% (9.3%)	18 6.0% (14.5%)	28 15.7% (37.8%)	73 58.6%	273

(省略)

括弧内の数字は「犯罪経歴あり」に占めるそれぞれの割合

(※) 窃盗のうち色情ねらい、公然わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法(児童買春)、青少年保護育成条例(淫行)、軽犯罪法(のぞき、つきまとい)及び迷惑防止条例(卑猥な行為)

「再犯率」と「再犯者率」

再犯に関する数値には二種類あります。

- ・再犯率・・・一度処分された犯罪者のうち処分後一定期間内に再び犯罪を犯す人の割合
- ・再犯者率・・・検挙または処分された犯罪者のうち再犯者が占める割合

この両者は報道等で頻繁に混同されていますが、ある犯罪を犯した者が再び同じ犯罪を犯す割合は「再犯率」の方です。